監 査 公 表 第 4 号 平成29年2月22日

周南市監査委員 山 下 敏 彦 周南市監査委員 田 中 和 末

# 定期監査結果の報告に係る措置状況について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し市長等に提出しましたが、同条第12項の規定により当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、公表します。

- 1 監査の対象
  - こども健康部

次世代支援課、保育幼稚園課

政策推進部

施設マネジメント課 財産管理活用担当

2 監査の範囲

平成28年(一部平成27年)4月から平成28年8月までの収入、支出及 び契約等財務に関する事務

- 3 監査の実施期間
  - 平成28年11月1日から平成29年1月13日まで
- 4 監査の結果に基づき措置を講じた内容
  - こども健康部

次世代支援課

- (1) 収入事務
  - ア 納期限の記載がなかった乳幼児医療費助成事業高額医療費等返還金 の調定書及び納入通知書について、今後は適正に処理します。
- (2) 支出事務

ア 補助金等交付規則に基づく手続きがされていなかった補助金交付額 の変更について、補助金等交付規則に基づく手続きをしました。

## (3) 財産管理事務

ア 備品管理システムに登載されていなかった備品について、登載しました。

#### 保育幼稚園課

#### (1) 共通的事項

ア 教育委員会職務権限規程に基づく決裁がされていなかった旅行命令 について、教育委員会職務権限規程に基づく決裁をしました。

#### (2) 収入事務

ア 会計事務規則に定められた期間を超えて金融機関に払い込まれていた た一時預かり保育料について、今後は適正に処理します。

#### (3) 支出事務

ア 算定に誤りのあった旅費の支給について、適正な算定による旅費との 差額の返還を受け、戻入処理をしました。

- イ 会計事務規則に定められた手続きがされていなかった給食材料費の 支払いについて、今後は適正に処理します。
- ウ 職務権限規程に基づく決裁がされていなかった補助金の交付について、職務権限規程に基づく決裁をしました。

#### (4) 財産管理事務

ア 備品管理システムに登載されていなかった備品について、登載しました。

## 政策推進部

施設マネジメント課 財産管理活用担当

## (1) 収入事務

ア 算定に誤りのあった普通財産の土地貸付収入について、貸付料を更正し 追加徴収または還付処理をしました。